

第3節 こども未来部こども家庭課

1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

事業の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成30年度		
事業の内容	配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし貸付を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	8,026	7,986	7,359
決算額（千円）	4,658	3,343	2,822
当初予算額と決算額との差額（千円）	3,368	4,643	4,537

※過去3期において予算額と決算額の間で毎期4,000千円程度の乖離が生じているが、これは歳入である償還金と歳出である貸付金がおおよそ同額となるように編成しており特別会計予算全体においては歳入合計と歳出合計が同額となっていることに加えて、不測の新規貸付に対応するためにある程度余裕をもった予算を立てていることによる影響である。

(1) 事業目的

配偶者のない女子又は配偶者のない男子にあつて現に児童を扶養している者等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的にしている。また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条第1項において特別会計の設定が義務付けられており、特別会計で管理されている。

(2) 事業の根拠法

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)

(母子福祉資金の貸付け)

第13条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

(父子福祉資金の貸付け)

第31条の6 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項に

において同じ。)に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

(寡婦福祉資金の貸付け)

第32条 都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という。）に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

(3) 過去の貸付金残高、新規貸付及び償還状況の推移

直近3年間の貸付金残高、新規貸付及び償還状況の推移は以下のとおりである。

《貸付金残高》

	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
貸付金残高(円)	45,770,385	39,951,664	34,333,882

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

《新規貸付》

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
修学資金	2	395,400	2	771,000	3	975,600
修業資金	1	379,200	-	-	-	-
転宅資金	1	250,000	1	200,000	1	245,000
就学支度資金	5	1,238,000	2	620,000	2	768,800
合計	9	2,262,600	5	1,591,000	6	1,989,400

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

《償還状況》

〈現年度分〉

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額(円)	8,615,127	7,362,524	7,958,075
収入済額(円)	8,518,696	7,279,214	7,714,423
収入率(%)	98.9	98.9	96.9

〈過年度分〉

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額(円)	6,020,946	4,343,417	2,544,220
収入済額(円)	1,773,960	1,392,057	725,559
収入率(%)	29.5	32.0	28.5

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

過去3年間における収入率は9割を超えているが、10割となった年度は1度もない。延滞がある場合には福島市債権管理条例に基づき、以下のとおり具体的な事務手続きが

行われている。

① 督促状の発行	償還金未納者に対して、各納期限後 20 日以内にこども家庭課より督促状を発行する。
② 電話連絡・家庭訪問等による催告	督促後、自主納付がされない場合は、電話連絡や家庭訪問等による償還指導を行う。また必要に応じて、催告状を送付する。
③ 連帯保証人による代位弁済	償還指導にも関わらず償還がなされない等の場合は、連帯保証人による代位弁済を進める。

不納欠損処理は、福島市財務規則第 52 条に基づいた処理が行われている。過去 5 年では令和 5 年度に消滅時効期間を経過したことにより 1 件 490,450 円の不納欠損処理を行っている。当該案件は、中核市移行により事務移譲される前に貸付決定されたものであるが、毎月償還のための訪問指導を行っていたものの、高齢かつ収入が少なく資力の回復も見込めないことから、福島市債権管理条例第 15 条第 1 項第 6 号に基づく消滅時効期間経過と併せて、上記事由により不納欠損としたものである。

当該不納欠損処理に係る関係書類を閲覧したが、債務者の状況等からやむを得ない対応と考える。

(4) 事業の概要

貸付対象者及び貸付金の種類は以下のとおりである。

《貸付対象者》

母子福祉資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(母子家庭の母)、母子・父子福祉団体等
父子福祉資金	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(父子家庭の父)、母子・父子福祉団体等
寡婦福祉資金	寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの)等

《貸付金の種類》

資金の種類	用途	貸付最高限度額	据置期間	償還期間	利率(保証人有)
事業開始資金	事業を開始するに際して必要な経費(設備費、材料費等)	3,580,000円	貸付後1年間	7年以内	無利子
事業継続資金	事業を継続していくために必要な運転資金	1,790,000円	貸付後6カ月間	7年以内	無利子
修学資金	子が高校、高専、大学、大学院などに修学するために必要な経費	月額27,000円から183,000円まで(学校の種別に応じて)	卒業後6カ月間	10年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額68,000円(自動車運転免許460,000円)	期間満了後1年間	10年以内	無利子
修業資金	子が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費	月額68,000円(自動車運転免許460,000円)	期間満了後1年間	10年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父及び子、または寡婦が就職するために直接必要な経費(被服費等)	110,000円(自動車購入340,000円)	貸付後1年間	6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母・父子家庭の父及び子、または寡婦が医療または介護をうけるのに必要な経費	340,000円(特別480,000円) (介護500,000円)	期間満了後6カ月間	5年以内	無利子
生活資金	以下の期間の生活維持に必要な経費 1. 知識技能を習得している期間 2. 医療または介護を受けている期間 3. 母子及び父子家庭となって7年未満 4. 失業期間中	1. 月額141,000円 2. 3. 4. 月額114,000円 生計中心者でない場合は、76,000円	期間満了後6カ月間	1. 10年 2. 5年 3. 8年 4. 5年	無利子
住宅資金	住宅の補修、保全、改築、増築、購入に必要な経費	1,500,000円(災害2,000,000円)	貸付後6カ月間	6年以内(特別7年以内)	無利子
転宅資金	住宅を移転するために必要な住宅の貸借に際し必要な経費	260,000円	貸付後6カ月間	3年以内	無利子
就学支度資金	子の学校への入学もしくは修業施設への入所に必要な経費	64,300円から590,000円(学校に応じて)	卒業・修業後6カ月間	10年以内	無利子
結婚資金	子が結婚するために必要な経費	330,000円	6カ月間	5年以内	無利子

(出典：福島市ホームページ)

貸付から償還までの事務フローは以下のとおりである。

《貸付・償還の事務フロー》

①相談・面談	こども家庭課において専門相談員による面談等を実施する。
②申請	貸付申請書及び申請に必要な書類を徴求する。
③審査	貸付審査会を開催し貸付の可否についての検討を行う。
④貸付決定	審査会にて貸付が認められた場合に決定される。
⑤資金交付	決裁に基づき貸付資金を交付する。 決裁については市事務決裁規程の規定に基づき決裁を受ける。(20万円以上1,000万円未満は部長決裁) また、市財務規則の規定に基づき、財政課長に合議する。(50万円以上は財務部長合議)
⑥償還	資金毎の据置期間後に口座引落等により償還開始となる。
⑦償還完了	毎月の償還が行われ返済が完了される。その際借用書が返却される。

(5) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和6年度)の母子・父子・寡婦福祉資金貸付の申請、審査、貸付決定、資金交付等の手続が定められた手順によっているかを確認する。	サンプルを抽出し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付の事務フローの手順が当初定めたとおりに正しく行われていることを確認した。

(6) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

2 福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービス業務委託

事業の名称	福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービス業務委託		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成30年度		
事業の内容	母子父子寡婦福祉資金貸付業務を行うためのシステムの稼働に係る運用保守等を委託する。		
財源	市(一般財源)		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	3,443	3,476	3,476
決算額(千円)	3,443	3,241	3,241
当初予算額と決算額との差額(千円)	0	235	235

(1) 事業内容

契約名	福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービス業務委託
契約概要	福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システムにかかる運用保守及びホスティングサービス業務を委託するもの
契約先	株式会社 福島県中央計算センター
契約金額	3,241,634 円 (うち消費税及び地方消費税の額 294,694 円)
担当部局	こども家庭課
契約方法	<p>・ 随意契約</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>
随意契約の場合の理由	<p>中核市移行による母子父子寡婦福祉資金貸付業務移譲に伴い、平成 29 年度に母子父子寡婦福祉資金貸付システムの構築及び納税課内収納システムの改修を行った。</p> <p>当業者はそれらのシステムを構築した実績のある業者であることから安定した管理保守が可能である。よって本業務は当業者のみで遂行できる業務であることから随意契約により本契約を行うものである。</p>
契約年月日	令和 6 年 3 月 28 日
委託期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度(令和 6 年度)のシステム運用管理業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>福島県中央計算センターは母子父子寡婦福祉資金貸付システムを総合的に受託している業者であり、入札により他の業者が落札した場合はシステム運用に大幅な支障が生じることが危惧されることから、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認したが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	漏れ ((3) 監査の結果 ①【指摘】)
監査対象年度(令和6年度)のシステム運用管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	福島県中央計算センターは従来から母子父子寡婦福祉資金貸付システムを総合的に受託しており、入札により他の業者が落札した場合はシステム購入や端末準備等に時間や費用を要し、住民サービスに大幅な支障が生じることが危惧されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定とする委託理由は合理的であると判断した。
監査対象年度(令和6年度)のシステム運用管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)のシステム運用管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	委託料算定方法については、継続して契約している1社から参考見積を入手し、当該委託先において実際に要する金額を把握し、委託金額算定に関する予定価格調書を作成している。参考見積、市の積算資料を閲覧し、積算について参考見積を基本にして、検討されていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)のシステム運用管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した	委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)のシステム運用管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	業務委託契約書第12条(検査及び引渡し)及び13条(業務委託料の支払)により、業者から納品された時点において、遅滞なく市に対して納品書が提出され、検査後委託金額が支払われていることを確認した。

(3) 監査の結果

① 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ【指摘】

福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービスでは仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。これは、委託先が膨大な個人情報に触れるため、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び福島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令

和4年条例第34号)その他の法令の規定を遵守し、個人情報を適切に取り扱うために交わす書面となっている。この個人情報取扱特記事項の第4条(3)に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない」と記載があるが、監査人が担当部局に照会したところ、誓約書を受領していなかった。

個人情報取扱特記事項は契約検査上、一律に要求されている事項である。主に電算業務等では個人情報を取り扱うため、個人情報の取扱に関する事項の遵守確認及び誓約を取り交わすことは大変重要である。個人情報取扱特記事項内の条文自体は所管部署で策定しているものであり、各課で個人情報取扱特記事項の記載内容を変更することはできない。ただし、個人情報取扱特記事項の最後には、個人情報を取り扱う業務の委託の実態に即して、適宜、必要な書類を増加し、又は不要な事項を省略するものとするという文言があるため、委託する業務の内容に応じて省略することもできる。

今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書を受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。

3 母子生活支援施設措置事業

事業の名称	母子生活支援施設措置費		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	不明 ※支出については平成13年、入居者については平成4年までは事業実施を確認。		
事業の内容	母子生活支援施設とは、児童福祉法第38条に基づき配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。児童福祉法23条により、都道府県等はその配偶者のない女子等から申込みがあったときは、母子生活支援施設に保護し支援をおこなっている。		
財源	母子生活支援施設措置費国庫負担金(国1/2、市1/2)、施設入居者負担金		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	51,058	57,234	40,592
決算額(千円)	41,054	40,249	15,340
当初予算額と決算額との差額(千円)	10,004	16,985	25,252

※措置入所施設という性質上、受け皿としての予算確保が必要な事業であることもあり、過去5年の平均世帯数を元に予算が計上されていることに加え、退所者が相次いだ影響に伴い、令和6年度の決算額は当初の見込みを大きく下回った。

国の要綱に基づき過去5年の平均世帯数を基に暫定の定員を設定し算出していることから、予算策定時に入所者の退所については見込んでいないためであり、予算の策定方法に問題となる事項はないと判断した。

(1) 事業概要

母子生活支援施設措置費とは、児童福祉法に基づき、施設が母子を保護・支援するために必要な運営経費として公費から支払われる資金のことである。母子生活支援施設の運営資金は、主に以下の構成で成り立っている。

- ・支弁（公費負担）：自治体が施設に対して運営費（事務費や事業費）を支払う。
- ・国庫負担：自治体が支払った費用のうち、国が原則として2分の1を負担する。

残りについて都道府県や市区町村が負担する。

施設に支払われる措置費は、大きく分けて事務費と事業費の2つの単価から算定される。

入所までの流れは以下のとおりである。

①相談・申し込み	施設の利用を希望する者は、現在住んでいる地域を管轄する福祉事務所（又は市町村役場）が窓口となり、相談及び申し込みを行う。
②審査	福祉事務所の担当職員が、世帯の状況（収入、生活困窮度、DV被害の有無など）を調査・審査する。
③施設選択・決定	利用者は、希望する施設を記載した申込書を都道府県等（都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村）に提出する。都道府県等は、利用者が選択した施設に対し、入所について調整・決定・通知を行う。
④入所	都道府県等からの措置決定に基づき、入所が実施される。

（2）事業実績

《母子生活支援施設の状況》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規受入世帯数	1	2	4	2	1
退所世帯数	4	3	6	6	8
年度末時点の入所世帯数	15	14	12	8	1

（出典：こども家庭課提供データより監査人が作成）

（3）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
事業目的に合致した事業実施内容になっているか。	児童福祉法 38 条に基づいて作られた児童福祉施設であり、配偶者のない母親と子供の生活を安定させ、子供がすこやかに成長できるよう自立支援計画を立案するために児童福祉法 23 条に基づく措置として母子保護を行っており、事業の目的に合致した事業実施内容になっているものと判断した。
監査対象年度（令和 6 年度）の母子生活支援施設措置費に関する書類を確	実施の世帯数及び人数・単価が記載された請求書が毎月内訳書と共に送付されていることから、実施実態に問題はないと判断した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
認し、実施実態があるかどうかを確認する。	
事業に関する評価、課題認識、次年度の対応策が検討されているか。	数値目標等は明示していないものの、実施結果の評価、課題認識はされていることを確認した。
財源による事業が適切に履行されているか。	請求書を基に履行が行われており問題はないと判断した。

(4) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

4 ひとり親家庭自立支援事業

事業の名称	ひとり親家庭自立支援事業費		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成25年度		
事業の内容	ひとり親家庭の母及び父の職業・教育訓練に係る受講費用や受講期間中の生活費を給付すること等により、資格取得や就業の促進並びに生活の安定を図る。		
財源	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（国3/4、市1/4）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	14,767	13,365	9,832
決算額（千円）	11,864	8,028	7,421
当初予算額と決算額との差額（千円）	2,903	5,337	2,411

※過去3年度にわたり予算に対する実績が少なくなっているのは、予測が困難な新規受給者の増減によるものであると考えられる。子供の進学費用等も見据えて資格を取得することで、自立した生計を立てたいという意欲のあるひとり親の申請を受けられるよう、受講費用の平均額や受給者の平均人数を基にしながら若干余裕を持てる予算設計としている。

(1) 事業概要

① 事業概要

ひとり親家庭自立支援事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の全額（下限は12,001円、上限は①雇用保険の一般教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合は最大80万円、②雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合は修学年数×80万円、最大320万円）が支給される。

② 対象者

支援の対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす者となっている。

- ・ 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
- ・ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること

③ 対象講座

自立支援教育訓練給付金事業の対象となる講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座と、その他都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座となっている。

(2) 支給決定までの流れ

支給決定までの流れは次のとおりである。なお、令和6年度の給付が以下の事務フローに基づいて実施されていることを、サンプリングにより抽出した事例により確認した。

①受講講座の検討	講座を検索した後に養成機関からパンフレットを取り寄せ、受講する講座を受給希望者が検討する。
②事前相談・面談	支給要件を満たしているか確認したうえで、受講や資格取得、就業に向けた計画を策定する。
③講座指定の申請	講座を受講する前に必要書類を揃え、こども家庭課へ提出して講座指定申請手続きを行う。
④審査・指定の決定	指定の可否を決定した通知（受講対象講座指定通知）をこども家庭課から送付する。指定の決定を受けた場合には受講申込みを行う。
⑤受講～修了	講座の受講を開始し、修了した者は修了を証明する書類を取得する。
⑥給付金の申請	修了後に必要書類を揃え、こども家庭課へ提出して給付金申請手続きを行う。
⑦審査・支給の決定	こども家庭課で審査を行う。審査で支給を決定した場合、給付金を支給する。

(3) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
事業目的に合致した事業実施内容になっているか。	市に在住しているひとり親家庭の親が、就労に必要な資格や技能を取得する際の費用を助成している。助成の対象となる資格については厚生労働大臣指定教育訓練講座が対象となっており、事業の目的に合致した事業実施内容になっているものと判断した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）のひとり親家庭自立支援事業費に関する書類を確認し、実施実態があるかどうかを確認する。	申請書に基づき所定の審査が行われた後に支給決定通知書が交付されていることから、実施実態に問題はないと判断した。
事業に関する評価、課題認識、次年度の対応策が検討されているか。	数値目標等は明示していないものの、講座終了後の支給申請時に資格取得状況や就業状況の報告のヒアリングを実施している。またこども家庭庁の就業実績等調査の際に再度確認を行う場合もある。 その一方で、資格取得や技能習得の実績把握や、支出の妥当性に係る事後的な評価については、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 事業実績の事後評価について（（4）監査の結果 ①【意見】
財源による事業が適切に履行されているか。	支給決定通知書を基に履行が行われており問題はないと判断した。

（4）監査の結果

① 事業実績の事後評価について【意見】

担当部署に対するヒアリングの結果、数値目標等は明示していないものの、講座終了後の支給申請時に資格取得状況や就業状況の報告のヒアリングを実施しているとのことであった。また、こども家庭庁の就業実績等調査の際に再度確認を行う場合もある。

その一方で、事業実績に事後評価として、可能であれば資格取得や技能習得の実績を把握し、支出の妥当性について事後的な評価を行うことが望ましいと考える

5 妊産婦健診事業

事業の名称	妊産婦健診事業		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成18年度		
事業の内容	妊婦健診15回、産後健診2回（産後2週間、産後1か月）の健康診査費用を助成し、母と子の健康の保持増進を図っている。		
財源	母子保健衛生費国庫補助金（国1/2、市1/2）※産後健診（産後2週間、産後1か月）のみ対象		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	223,190	215,334	205,295
決算額（千円）	195,353	184,499	171,837
当初予算額と決算額との差額（千円）	27,837	30,835	33,458

※過去 3 年度に渡って予算が未消化となっているが、これは出生数の減少が想定以上になっていることによる影響によるものである。令和 4 年には 1,561 人だった出生数が令和 5 年は 1,429 人となっており少子化が進んでいることから決算額は減少しており整合性があるものと考えられる。なお、予算の策定に当たっては、過年度の実績を用いて策定している。

(1) 事業内容

契約名	妊産婦健康診査	
契約概要	市が実施する妊産婦健康診査の業務委託	
契約先	一般社団法人福島県医師会	
契約金額 (単価契約)	1 人当たり委託料単価	
	①妊婦一般健康診査	
	種類	1 回当たり 単価
妊娠前期 の健診	H C V 抗体価検査、H I V 抗体価検査及 び子宮頸がん検診を実施しない場合	19,640 円
	H C V 抗体価検査を実施する場合	20,690 円
	H I V 抗体価検査を実施する場合	20,910 円
	子宮頸がん検診を実施する場合	22,840 円
	H C V 抗体価検査及び子宮頸がん検診 を実施する場合	21,960 円
	H C V 抗体価検査及び子宮頸がん検診 を実施する場合	23,890 円
	H I V 抗体価検査及び子宮頸がんを 実施する場合	24,110 円
	H C V 抗体価検査、H I V 抗体価検査及 び子宮頸がん検診を実施する場合	25,160 円
20 週前後の健診		11,060 円
妊娠後期の健診		20,040 円
36 週前後の健診		16,190 円
上記以外の健診		5,760 円
	②妊娠精密健康診査	
	診療報酬算定方法(令和元年厚生労働省告示第 85 号)により算定する額から、医療保険各法の規定による療養の給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額。	

	③支払限度額 新生児聴覚検査と合わせて 215,475,000 円
担当部局	こども家庭課
契約方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
随意契約の場合の理由	妊産婦健康診査は、福島県医師会委託により全県下医療機関による施設健診ではあるが、受診医療機関が多いことから事務手続を委託するため。
契約年月日	令和 6 年 3 月 28 日
委託期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

(2) 事業実績

《健診実施数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健診(件)	22,078	20,001	18,732	17,630	16,474
産後健診(件)	1,748	2,982	2,982	2,721	2,452

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

(3) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和6年度)の妊産婦健康診査に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	妊産婦健康診査は、福島県医師会委託により全県下医療機関による施設健診であることから事業の性質上競争入札には適さないと考えられ、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の妊産婦健康診査に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	妊産婦健康診査は、福島県医師会が事務取りまとめを行い、県内統一内容にて実施されていることに加えて、福島県医師会に委託することにより、県内すべての医療機関、助産所において同一基準の内容で受診することが可能となり、市民にとって望ましいと考えられることから、委託理由は合理的であると判断した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の妊産婦健康診査に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	妊産婦健康診査実施要綱において検査等委託料が決定されている。 診療報酬点数に基づき金額が決定されており、福島県内の市町村で同じ金額となっていることから算定方法及び水準は適切であることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の妊産婦健康診査に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	請求総括表を閲覧し、単価及び金額が契約書と相違ないこと及び総額に誤りがないことを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の妊産婦健康診査に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の妊産婦健康診査に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	業務委託契約書第7条（委託料の請求及び支払い）に基づき、毎月受領する請求書が適正であることを確認した時点において支払を実施していることを確認した。

（4）監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

6 新生児聴覚検査事業

事業の名称	新生児聴覚検査事業		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成18年度		
事業の内容	新生児期に産科医療機関等で実施する聴覚検査費用の一部を助成し、先天性聴覚障がい ¹ の早期発見、早期療育に努めている。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	13,117	12,509	11,722
決算額（千円）	11,324	10,656	9,370
当初予算額と決算額との差額（千円）	1,793	1,853	2,352

※過去3年度にわたって決算額が予算未達の状態となっているが、これは少子化による影響によるものである。

令和4年は1,576人だった出生数が、令和5年1,423人、令和6年1,284人と減少しており、決算額の減少と整合性があると考えられる。

(1) 事業内容

契約名	新生児聴覚検査
契約概要	市が実施する新生児聴覚検査の業務委託
契約先	一般社団法人福島県医師会
契約金額 (単価契約)	新生児聴覚検査 1人1回につき 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円
担当部局	こども家庭課
契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
随意契約の場合の理由	新生児聴覚検査は、福島県医師会委託により全県下医療機関による施設健診ではあるが、受診医療機関が多いことから事務手続を委託するため。
契約年月日	令和6年3月28日
委託期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

(2) 事業実績

《検査実施件数の推移》

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	1,781	1,657	1,556	1,428	1,312

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

(3) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和6年度)の新生児聴覚検査に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	新生児聴覚検査は、福島県医師会委託により全県下医療機関による施設検査であることから、事業の性質上競争入札に適さないと考えられ、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の新生児聴覚検査に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	新生児聴覚検査は、福島県医師会が事務取りまとめを行い、県内統一内容にて実施されていることに加えて、福島県医師会に委託することにより、県内すべての医療機関、助産所において同一基準の内容で

監査要点及び実施した手続	実施結果
	受診することが可能となり、市民にとって望ましいと考えられることから、委託理由は合理的であると判断した。
監査対象年度（令和6年度）の新生児聴覚検査に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	新生児聴覚検査実施要綱において検査等委託料が決定されていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の新生児聴覚検査に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	請求総括表を閲覧し、単価及び金額が契約書と相違ないこと及び総額に誤りがないことを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の新生児聴覚検査に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の新生児聴覚検査に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	業務委託契約書第7条（委託料の請求及び支払い）に基づき、毎月受領する請求書が適正であることを確認した時点において支払を実施していることを確認した。

（4）監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

7 福島市産後ケア事業

事業の名称	福島市産後ケア事業		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成28年度		
事業の内容	医療機関等におけるショートステイ、デイケアにより産後の身体の回復と心理的な安定を図るとともに母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援している。		
財源	母子保健衛生費国庫補助金（国1/2、市1/2）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	3,263	4,238	7,074
決算額（千円）	3,841	7,677	9,948
当初予算額と決算額との差額（千円）	▲ 578	▲ 3,439	▲ 2,874

※令和5年度から決算額が大幅に増加しているが、これは令和5年度に国が産後ケアの対象者についてユニバーサルサービスであることを明確化し、産後ケアを必要とするすべての

母親へと対象を拡大したことに伴い認知度が増し利用者が増加した影響によるものである。近年核家族の増加や出産年齢の高齢化により、身近に育児のサポートをしてもらえる人がいない等の理由から産後ケアのニーズは高まっている。市においては産後ケアの実施施設が年々増加しており、受入態勢が充実していることに伴い利用が増加している。なお、予算超過となっている年度については、支出額から調整及び他の費用項目から流用している。

(1) 事業内容

契約名	福島市産後ケア事業業務委託																																											
契約概要	市が委託する産後ケア事業の業務委託																																											
契約先	医療法人いちかわクリニック 医療法人明治病院 本田クリニック産科婦人科 医療法人ABCクリニック 新妻産婦人科 福島県助産師会 ささや産婦人科 大原総合病院 日本赤十字社 福島赤十字病院																																											
契約金額	<p>①宿泊型（産後ショートステイ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市負担額（円）</th> <th>加算</th> <th>市負担額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1泊2日</td> <td rowspan="2">57,148～61,830</td> <td>双胎加算</td> <td>1,660～6,880</td> </tr> <tr> <td>品胎加算</td> <td>51,140（※）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3日目から1日あたり</td> <td rowspan="2">29,574～45,310</td> <td>双胎加算</td> <td>1,400～6,880</td> </tr> <tr> <td>品胎加算</td> <td>39,650（※）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6泊7日の場合の7日目</td> <td rowspan="2">27,074～42,810</td> <td>双胎加算</td> <td>1,400～6,880</td> </tr> <tr> <td>品胎加算</td> <td>39,650（※）</td> </tr> <tr> <td>キャンセル料</td> <td>3,300（※）</td> <td>品胎加算</td> <td>5,050（※）</td> </tr> </tbody> </table> <p>②通所型（産後デイケア）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市負担額（円）</th> <th>加算</th> <th>市負担額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1日あたり</td> <td rowspan="2">8,167～15,450</td> <td>双胎加算</td> <td>580～3,720</td> </tr> <tr> <td>品胎加算</td> <td>12,750（※）</td> </tr> <tr> <td>キャンセル料</td> <td>2,800（※）</td> <td>品胎加算</td> <td>3,550（※）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）福島県助産師会のみ</p> <p>③支払限度額：7,074,000円</p>				区分	市負担額（円）	加算	市負担額（円）	1泊2日	57,148～61,830	双胎加算	1,660～6,880	品胎加算	51,140（※）	3日目から1日あたり	29,574～45,310	双胎加算	1,400～6,880	品胎加算	39,650（※）	6泊7日の場合の7日目	27,074～42,810	双胎加算	1,400～6,880	品胎加算	39,650（※）	キャンセル料	3,300（※）	品胎加算	5,050（※）	区分	市負担額（円）	加算	市負担額（円）	1日あたり	8,167～15,450	双胎加算	580～3,720	品胎加算	12,750（※）	キャンセル料	2,800（※）	品胎加算	3,550（※）
区分	市負担額（円）	加算	市負担額（円）																																									
1泊2日	57,148～61,830	双胎加算	1,660～6,880																																									
		品胎加算	51,140（※）																																									
3日目から1日あたり	29,574～45,310	双胎加算	1,400～6,880																																									
		品胎加算	39,650（※）																																									
6泊7日の場合の7日目	27,074～42,810	双胎加算	1,400～6,880																																									
		品胎加算	39,650（※）																																									
キャンセル料	3,300（※）	品胎加算	5,050（※）																																									
区分	市負担額（円）	加算	市負担額（円）																																									
1日あたり	8,167～15,450	双胎加算	580～3,720																																									
		品胎加算	12,750（※）																																									
キャンセル料	2,800（※）	品胎加算	3,550（※）																																									
担当部局	こども家庭課																																											

契約方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
随意契約の場合の理由	産後家族支援が十分に見込めない母子に対し、包括的なケアを実施するうえでは、医療・保健指導両面において充実した指導が可能な医療機関等を選定し委託する必要がある。 市内の医療機関（産婦人科）の会議において、担当部署より事業請負の要望を示し、請負意思の表明があった医療機関に対して事業を委託しており、円滑に事業を実施できているため当該医療機関を随意契約の相手先として選定する。
契約年月日	令和 6 年 3 月 28 日
委託期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

（２）事業実績

《利用状況の推移》

年度	ショートステイ		デイケア	
	実利用者数 (人)	延べ利用日数 (日)	実利用者数 (人)	延べ利用日数 (日)
令和2年度	18	90	12	16
令和3年度	19	107	9	16
令和4年度	31	112	29	45
令和5年度	47	211	65	145
令和6年度	39	257	46	205

（出典：福島市「保健衛生事業の概要（令和 7 年度版）」より監査人が作成）

（３）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 6 年度）の福島市産後ケア事業に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	産婦人科医療機関等と締結する専門性が高い分野に関する委託契約であり、事業の性質上競争入札に適さないことから、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。
監査対象年度（令和 6 年度）の福島市産後ケア事業に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	該当の医療機関は請負意思の表明があり選定を行った業者であり、円滑に事業を実施できていることから継続して選定されており、委託理由は合理性があると判断した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の福島市産後ケア事業に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	仕様書を閲覧し、委託に必要な件数及び金額が予算上明確になっていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市産後ケア事業に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	見積書を入手したうえで料金表が定められており、委託料の算定方法は適切であることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市産後ケア事業に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した	委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市産後ケア事業に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	契約書第6条（請求及び支払）に基づき、「産後ケア事業実施報告書」を受領後、支払が適切に行われていることを確認した。

（4）監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

8 福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託

事業の名称	福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	令和6年度		
事業の内容	導入済みの子育て支援アプリの予約機能を活用して、乳幼児健診（1歳6か月児、3歳児健診）と母子健康手帳の受け取りを予約制とし、滞在時間を短縮させることで市民の負担軽減と利便性向上を図る。		
財源	母子保健衛生費国庫補助金（国1/2、市1/2）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	0	0	1,159
決算額（千円）	0	0	1,159
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	0

（1）事業内容

契約名	福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託
-----	----------------------------------

業務目的	導入済みの福島市子育て支援アプリを活用し、利用者がオンライン上で本市の実施事業を予約できる環境を整備することで、予約時の手間の削減及び24時間いつでも簡単に予約できるようにし、子育て世帯の更なる利便性向上を図る。
契約先	母子モ株式会社
契約金額	1,158,575円（うち消費税及び地方消費税の額105,325円）
担当部局	こども家庭課
契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
随意契約の場合の理由	既に導入、運用されている子育て支援アプリの追加機能としてのサービスであることから、当該事業者以外がサービスを提供することはできないため。
契約年月日	令和6年5月1日
委託期間	令和6年5月1日～令和7年3月31日

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	既に導入、運用されている子育て支援アプリの追加機能としてのサービスであることに加えて、市における子育てアプリの利用率が9割を超えており、市民に幅広く利用されていることを確認しており、サービスに不備等も生じていないことから、契約の相手方は適切であると判断した。しかしながら、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶ 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ（(3) 監査の結果 ①【指摘】）
監査対象年度（令和6年度）の福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	現在の受託者は令和元年から委託を開始し、その後は毎年の特命随意契約を締結しており令和6年度で6年契約が継続しており、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶ 終期の定めのない特命随意契約について（(3) 監査の結果 ②【意見】）

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	積算内訳及び仕様書により委託に際しての項目及び金額が予算上明確にされていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	システムの導入及び運用業務委託に際して作成された仕様書に基づいて委託料が決定されており、追加機能導入時には入札を行っており算定方法及び水準は適切であることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した	委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	業務委託契約書第19条（検査及び引渡し）及び20条（業務委託料の支払）により、業者から納品された時点において、遅滞なく市に対して納品書が提出され、検査後委託金額が支払われていることを確認した。

（3）監査の結果

① 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ【指摘】

福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託では仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。これは、委託先が膨大な個人情報に触れるため、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第34号）その他の法令の規定を遵守し、個人情報を適切に取り扱うために交わす書面となっている。この個人情報取扱特記事項の第4条(3)に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない」と記載があるが、監査人が担当部局に照会したところ、誓約書を受領していなかった。

個人情報取扱特記事項は契約検査上、一律に要求されている事項である。主に電算業務等では個人情報を取り扱うため、個人情報の取扱に関する事項の遵守確認及び誓約を

取り交わすことは大変重要である。個人情報取扱特記事項内の条文自体は所管部署で策定しているものであり、各課で個人情報取扱特記事項の記載内容を変更することはできない。ただし、個人情報取扱特記事項の最後には、個人情報を取り扱う業務の委託の実態に即して、適宜、必要な書類を増加し、又は不要な事項を省略するものとするという文言があるため、委託する業務の内容に応じて省略することもできる。

今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。

② 終期の定めのない特命随意契約について【意見】

現在の受託者は令和元年から委託を開始し、その後は毎年ごとに特命随意契約を締結しており令和6年度で6年契約が継続している。市の当該アプリの利用率は9割を超えるなど市民に幅広く利用されており、システムの変更には大幅なコストの発生等が見込まれることから変更等は行われていないものの、市も予約サービス等追加機能導入時は入札を行い、適正価格での契約となるよう努めている。

しかし、状況によっては、現在の受託者とは異なる知見やノウハウ等を有する新たな事業者が参入する可能性も否定できないことから、事業の特性や現在の委託事業において大きな問題等が生じていないことをもって、実質的に終期の定めなく特命随意契約を継続することは望ましくない。

したがって、本件事業の特性を踏まえた上で、例えば、同一の受託者への連続する委託期間が5～10年程度経過した際にあらためて公募型プロポーザルを実施する等、受託者を定期的に見直す機会を設けることを検討する必要があると考えられる。

9 小児慢性特定疾病医療支援事業

事業の名称	小児慢性特定疾病医療支援にかかる診療報酬請求他		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成30年度		
事業の内容	小児慢性特定疾病に罹患した児童の医療費等を助成し、経済的負担を軽減するとともに、相談支援や自立支援事業を実施し、健全育成・自立支援に取り組んでいる。		
財源	小児慢性特定疾病医療費国庫負担金（国1/2、市1/2） 小児慢性特定疾病対策補助金（国1/2、市1/2）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	81,017	79,458	59,486
決算額（千円）	54,089	59,194	69,432
当初予算額と決算額との差額（千円）	26,928	20,264	▲ 9,946

※令和5年から令和6年にかけて予算額と決算額が逆転し、令和6年度においては決算額が予算額を超過する結果となっている。

この理由について予算額は例年実績を考慮して算出されることから減額となる一方で、令

和5年10月から医療費助成制度が変更になったことに伴い、新規申請の医療費支給認定開始日の遡及認定が開始され助成対象となる期間が拡大したことに加えて、市における認定患者の疾病のうち、最も多い成長ホルモンについて令和6年4月から助成要件が緩和され、助成対象となる医療費の範囲が拡大したことによる影響である。

(1) 事業概要

① 事業概要

国が指定した小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度

② 対象者

国が指定する対象疾病及びその状態の程度に該当する18歳未満の児童等が対象となる。ただし、18歳到達以前からすでに本助成の対象であり、かつ18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達まで対象となる。

③ 対象となる疾病

対象となる疾病は、悪性新生物（小児がん）等の厚生労働省告示に基づく16の疾患群に属する合計約801の疾病である。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
事業目的に合致した事業実施内容になっているか。	国が指定した小児慢性特定疾病に罹患している児童等について医療費の負担軽減を図るため医療費の自己負担分の一部を助成しており、事業の目的に合致した事業実施内容になっているものと判断した。
監査対象年度（令和6年度）の小児慢性特定疾病医療支援にかかる診療報酬請求等に関する書類を確認し、実施実態があるかどうかを確認する。	領収書を基に作成された請求書及び内訳書が毎月送付されていることから、実施実態に問題はないと判断した。
事業に関する評価、課題認識、次年度の対応策が検討されているか。	数値目標等は明示していないものの、実施結果の評価、課題認識はされていることを確認した。
財源である委託契約が適切に履行されているか。	請求書を基に履行が行われており問題はないと判断した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

10 福島市4か月児・10か月児健康診査業務

事業の名称	福島市4か月児・10か月児健康診査業務委託		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成元年度		
事業の内容	母子保健法に基づき、重要な成長期である乳幼児期に健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見、早期治療や療育を勧め、よりよい発育・発達のために適切な保健指導に努めている。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	19,067	17,896	15,097
決算額（千円）	16,589	15,102	14,289
当初予算額と決算額との差額（千円）	2,478	2,794	808

※令和4年度、令和5年度は10%強の予算未達が発生しているが、令和6年度は概ね予算達成となっている。これは過去の実績を考慮し予算額の算出を見直したことによるものである。

(1) 事業内容

契約名	福島市4か月児・10か月児健康診査業務委託
契約概要	第二次母子保健計画「すこやか親子ふくしまプラン」の評価指標であるかかりつけの小児科を持つ親の増加を推進するとともに、発育発達確認及びフォローを有効に行うために医療機関へ健康診査を委託する。なお、当該政策の結果として令和6年度においてかかりつけの小児科を持つ親は87.6%となっている。
契約先	一般社団法人福島市医師会
契約金額 (単価契約)	健康診査1件つき5,423円(税込) 初診料2,880円+乳幼児加算750円+乳幼児育児栄養指導料1,300円+4,930円×消費税10% 支払限度額:7,169,206円(@5,423円×1,322人)
担当部局	こども家庭課
契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
随意契約の場合の理由	市内の小児科医師が一般社団法人福島市医師会の会員となっており、実施する医療機関のとりまとめ等を委託できるため
契約年月日	令和6年3月28日
委託期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

(2) 事業実績

《4 か月児健診》

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	1,828	1,612	1,517	1,378	1,281

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

《10 か月児健診》

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	1,611	1,654	1,489	1,380	1,344

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

(3) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和6年度)の福島市4か月児・10か月児健康診査業務に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	福島市医師会は乳児に対する健診業務に対し豊富な知識・経験を有しており、安定的な医療サービスの提供する観点から、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市4か月児・10か月児健康診査業務に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	市内の小児科医師が福島市医師会の会員となり実施する医療機関のとりまとめ等を委託できることから委託理由は合理的であると判断した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市4か月児・10か月児健康診査業務に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	仕様書に委託に際しての単価及び予定人数が明確にされていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市4か月児・10か月児健康診査業務に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	福島市4か月児・10か月児健康診査実施要領において検査等委託料が決定されている。診療報酬点数に基づき金額が決定されており、福島県内の市町村で同じ金額となっていることから算定方法及び水準は適切であることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市4か月児・10か月児健康診査業務に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した</p>	
<p>監査対象年度(令和6年度)の福島市4か月児・10か月児健康診査業務に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。</p>	<p>契約書第6条(請求及び支払)に基づき、「福島市4・10か月児健康診査業務委託請求書」及び「4・10か月児健康診査票原本」、「健やか親子21アンケート(国)原本」を受領後、支払が適切に行われていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

11 こども家庭センター事業

(1) こども家庭センターの設置の背景と概要

(設置の背景)

我が国においては、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている。乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、また、就学期以降も、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができない中で、児童虐待が深刻化する例がある。

平成28年の児童福祉法改正において、市町村に対し、「子育て世代包括支援センター」(母子保健に関する各種の相談に応ずる等の事業を行う機関。母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条)と、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」(児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行うための機関。児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2)の設置が努力義務とされた。

以来、市町村において、「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進してきたところである。しかしながら、両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関の整備を求め、組織が別であるために、連携・協働を行う職員に負荷がかかる、情報共有等が円滑になされにくい等、さまざまな課題が生じてきた。

(概要)

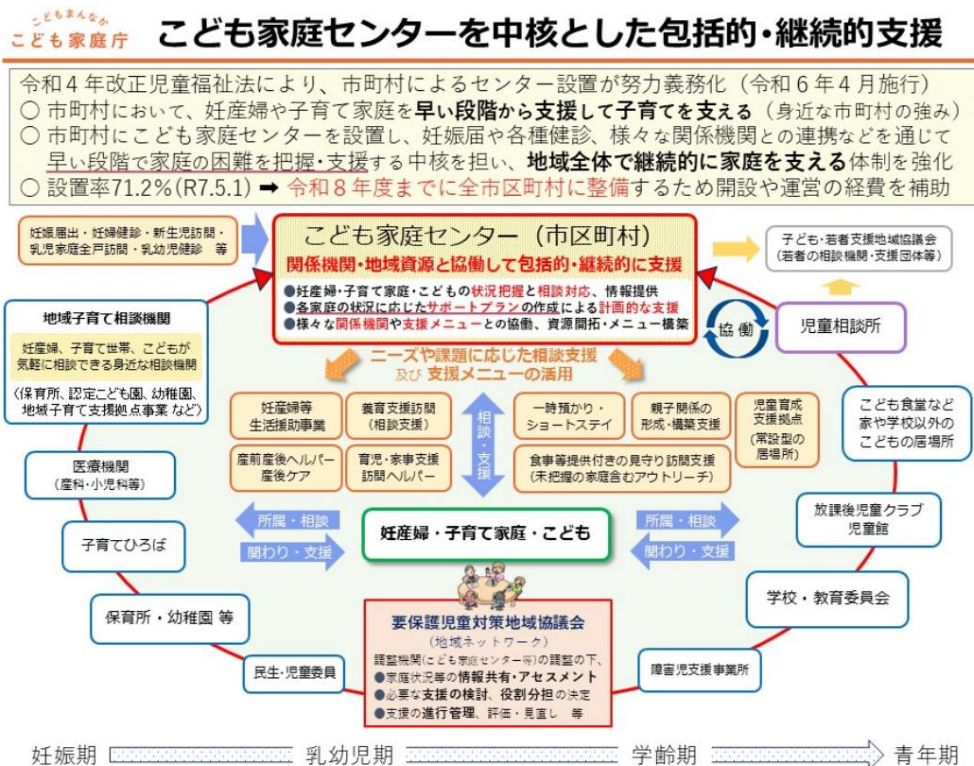
令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号。令和6年4月1日施行。)において、市町村に対し「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。「こども家庭センター」は、市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、切れ目のない包括的で継続的な支援を実施す

ることを目的としている。

妊産婦・子育て家庭・子どもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等話し合い、センター職員による直接的な関わりや相談対応、子どもや家族に接する周囲の方や関係機関・地域資源（民間団体・地域活動等）による関わりや支援との連携・協働、母子保健事業や子育て支援事業（家庭支援事業含む）等のサービス活用など、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施・調整する役割を担う。

また、地域資源の把握や見える化、関係機関や地域資源の相互の連携強化、地域課題（妊産婦や子育て家庭のニーズ等）に応じた支援・サービスの構築や担い手の発掘・養成など、地域における支援体制の整備も役割とされている。

《こども家庭センターについて》



(出典：こども家庭庁ホームページ)

(2) こども家庭センターの設置状況

令和7年5月1日時点の全国の市区町村1,741自治体における「こども家庭センター」の設置状況に関する調査結果は以下のとおりである。

《こども家庭センターの設置状況》

全国の市区町村数	設置済みの市区町村数	未設置の市区町村数
1,741	1,240	501
	71.2%	28.8%

(出典：こども家庭庁「こども家庭センターの設置状況について」より監査人が作成)

※設置済みの市区町村：こども家庭センターを1箇所以上設置している市区町村

※未設置の市区町村：こども家庭センターを1箇所も設置していない市区町村

また、市区町村の分類別の設置状況は以下のとおりであり、90%以上の市区でこども家庭センターが設置されている。

《市区町村の分類別の設置状況》

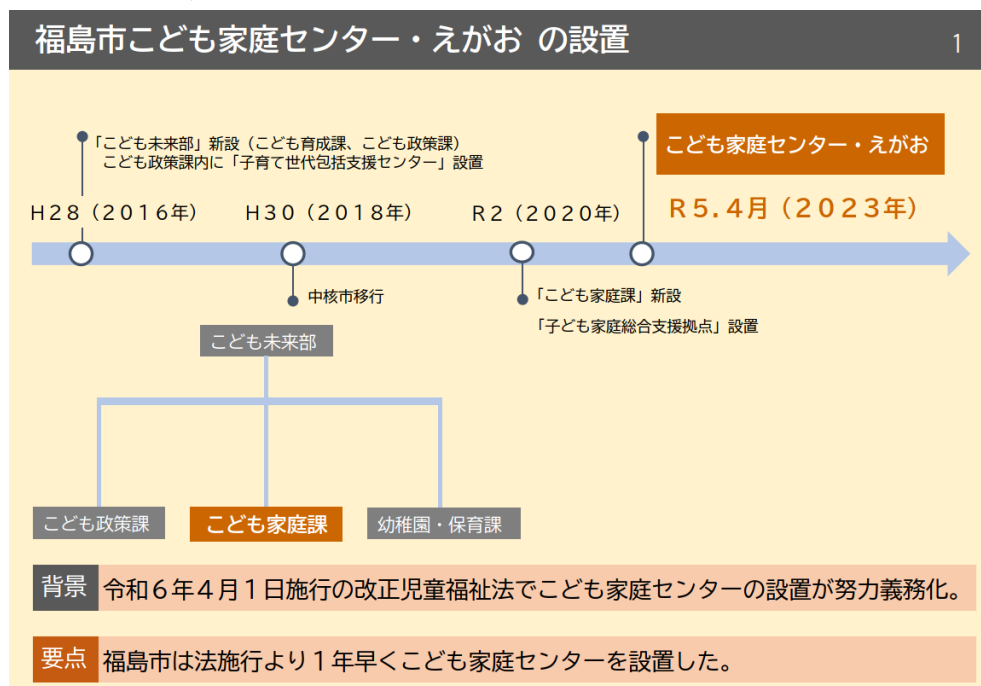
分類	市区町村数	市区町村数		割合		設置済みの 箇所数
		設置済	未設置	設置済	未設置	
指定都市	20	19	1	95.00%	5.00%	156
中核市・特別区	85	78	7	91.80%	8.20%	111
上記以外の市	710	639	71	90.00%	10.00%	644
町	743	436	307	58.70%	41.30%	436
村	183	68	115	37.20%	62.80%	68
合計	1,741	1,240	501	71.20%	28.80%	1,415

(出典：こども家庭庁「こども家庭センターの設置状況について」より監査人が作成)

(3) 福島市こども家庭センター・えがお

市では、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に先駆けて、1年前倒しで令和5年4月から「子育て世代包括支援センター」(母子保健)と「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉)を統合し、「福島市こども家庭センター・えがお」を設置している。なお、令和6年度までは予算措置上、子育て世代包括支援センター事業費及び子ども家庭総合支援拠点事業費としているが、令和7年度からはこども家庭センター児童福祉機能運営事業費及びこども家庭センター母子保健機能運営事業費としている。

《福島市こども家庭センター・えがお》



(出典：福島市ホームページより)

地域別の担当制としており、児童福祉担当が9名（ケースワーカー7名、心理担当支援員2名）、母子保健担当が9名（保健師6名、助産師3名）を配置している。また、地域別人員配置状況は以下のとおりである。

《地域別人員配置状況》

所管 (支所)	小区分	人口(人)	児童福祉（家庭支援係）			母子保健（母子保健係）		
			主担当 CW	心理担当 支援員	副担当 CW	主担当 保健師	副担当 保健師	助産師
中央		38,367	A	AA	B	①	②	①
清水		34,643	C	AA	D	③	④	②③
渡利		14,733	C	AA	E	④	⑤	②③
蓬萊		9,669	F	AA	C	⑥	①	①
東部	岡山 大波	10,620	E	AA	F	⑤	③	②③
立子山		962	E	AA	F	②	⑥	①
松川	松川町 金谷川 水原 下川崎	14,340	F	AA	C	②	⑥	①
飯野		4,702	E	AA	A	②	⑥	①
信陵	大笹生 笹谷	13,575	F	AA	C	⑤	③	②③
野田町		9,283	B	AA	A	①	②	①
吉井田		11,951	B	BB	D	⑥	①	①
杉妻		12,497	E	AA	B	③	④	②③
北信	鎌田 瀬上 余目	31,673	E	BB	G	④	⑤	②③
飯坂	飯坂町	19,222	G	BB	A	⑤	③	②③
	中野 茂庭 湯野 東湯野		G	BB	A	⑤	③	②③
	平野		G	BB	A	⑤	③	②③
西	荒井 佐倉	6,385	A	BB	G	⑥	①	①
土湯		317	A	BB	G	⑥	①	①
信夫	大森 鳥川 平田	23,476	D	BB	E	②	⑥	①
吾妻	野田 庭坂 庭塚 水保	23,404	D	BB	F	⑥	①	①
	全地区	279,819						

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

(4) こども家庭センターの人員体制について【意見】

こども家庭センターでは、正規職員の他に必要となる専門職については会計年度任用職員（フルタイム、パートタイム）として雇用している。こども家庭センターの業務を行っている令和7年度在籍の会計年度任用職員は以下のとおりである。

《令和7年度在籍の会計年度任用職員の状況》

区分	会計年度任用職員	資格・職種	年度												
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
母子保健	職員1	保健師								●	●	●	●	●	
母子保健	職員2	保健師									○	○	○	退職	
母子保健	職員3	歯科衛生士	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
母子保健	職員4	看護師									●	育休	育休	●	
母子保健	職員5	保育士								●	●	●	●	●	
母子保健	職員6	助産師										●	●	●	
母子保健	職員7	助産師										●	●	●	
母子保健	職員8	保健師												●	
児童福祉	職員9	看護師	こども家庭支援員									●	●	●	
児童福祉	職員10	保育士	こども家庭支援員											●	
児童福祉	職員11	精神保健福祉士	こども家庭支援員								○	○	○	○	退職
児童福祉	職員12	児童福祉司	虐待対応専門員		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童福祉	職員13	保育士	こども家庭支援員							●	●	●	●	●	●
児童福祉	職員14	公認心理師	心理担当支援員							●	●	●	●	●	●
児童福祉	職員15	公認心理師	心理担当支援員											●	●
児童福祉	職員16	公認心理師	心理担当支援員								○	○	退職		

(出典：こども家庭課提供データ)

10年連続して勤務している職員もいる一方で、多くの職員は5年以内の勤務期間にとどまっており、1名採用していた精神保健福祉士は退職するなど、会計年度任用職員の定着に課題があると考えられる。こども家庭センターの業務のうち児童福祉については、児童虐待の未然防止や児童虐待件数の減少に向けた取り組みが課題となっており、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉司等の専門職の担う役割は極めて重要となる。しかしながら、これらの専門職の雇用を会計年度任用職員に依存している現状は、こども家庭センターの運営が不安定になり課題解決に支障をきたす可能性がある。したがって、専門職の確保と併せて正規職員として採用を進めることが必要と考える。

11-1. 子育て世代包括支援センター事業

事業の名称	子育て世代包括支援センター事業		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	平成28年度		
事業の内容	虐待の予防・早期発見に資する母子保健と子育て支援策の一体的提供と、妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援を行う。		
財源	重層的支援体制整備事業交付金（国2/3、県1/6、市1/6）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	13,276	13,405	13,215
決算額（千円）	9,786	12,228	13,479
当初予算額と決算額との差額（千円）	3,490	1,177	▲ 264

※予算の内容は、子育て世代包括支援センターで会計年度任用職員として採用している専門職等の人件費が太宗であり、令和6年度は給与改定が行われ予算超過となっている。

(1) 事業内容

子育て世代包括支援センター事業（母子保健）による具体的な支援は以下のとおりである。

① 面談・訪問・健診による状況把握と方針の検討

- ・妊娠届出、母子健康手帳交付、アプリ申請（全数）
- ・妊娠8か月：アプリによるアンケート（全数）、面談（希望者）
- ・1か月児個別健診、4か月児個別健診、10か月児個別健診
- ・えがお赤ちゃん訪問：専門職による全数訪問
- ・1歳6か月児集団健診、3歳児集団健診、5歳児集団健診検討

② 母子保健による支援

- ・母子保健機能による各種相談支援及び各種情報提供
- ・妊婦健診（15回）、産婦健診（産後2週間、1か月）
- ・状況把握により識別されたハイリスク妊婦や特定妊婦に対する訪問活動

(2) 活動実績

子育て世代包括支援センター事業の具体的な活動実績は以下のとおりである。

《活動実績》

（単位：件）

	妊娠届出・ 母子健康手帳交付	えがお 赤ちゃん訪問	随時相談
令和4年度	1,464	1,545	14,023
令和5年度	1,358	1,295	14,148
令和6年度	1,327	1,248	13,613

（出典：こども家庭課提供データより監査人が作成）

このうち、妊娠届出・母子健康手帳交付、えがお赤ちゃん訪問は、対象者について全数実施することとなり実施率は100%、随時相談については特に目標件数の設定は行っていないとのことであった。

また、子育て世代包括支援センターで妊産婦の状況把握により識別されたハイリスク妊婦の割合は以下のとおりであり、コロナ禍の影響もあり育児や生活に不安を抱える妊婦は増加傾向にある。

《ハイリスク妊婦の状況》

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
妊娠届出者(転入による妊婦健診受診票交付者を含む)		1,918	1,940	1,786	1,680	1,562	1,431
アンケート及び面談にてリスク項目に1つ以上当てはまった者		639	856	1,034	792	869	723
		33.3%	44.1%	57.9%	47.1%	55.6%	50.5%
主なリスク項目(重複有)	協力者がいない等、産後の育児や生活に不安がある	47	80	314	233	541	320
	妊婦自身に精神疾患既往歴、知的障がいがある	145	183	174	157	170	103
	生活が苦しい等、経済的な不安がある	171	226	131	139	128	74
	未婚(入籍予定なし)である(※1)	131	70	45	124	131	17
	望まない妊娠である	103	126	114	84	93	41
	夫(パートナー)との関係に心配事がある	47	61	50	53	47	27
	高齢妊婦(40歳以上の初めての妊娠)である	31	28	26	26	22	13
	外国人である	-	-	12	25	12	9
	妊娠20週以降の届出である	-	-	11	22	28	14
	若年妊婦(10代の妊娠)である	19	22	11	14	12	6
	不妊治療歴がある	30	295	307	266	285	259
	相談したいことや心配なことがある・その他(※2)	131	129	623	289	278	358

(出典：こども家庭課提供データ)

11-2. 子ども家庭総合支援拠点事業

事業の名称	子ども家庭総合支援拠点事業		
所管部署	こども家庭課		
事業開始年度	令和元年度		
事業の内容	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応及び切れ目のない支援を行う。専門職(社会福祉士・公認心理師等)が相談対応にあたることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応並びに重症化や再発の防止を図る。		
財源	子ども・子育て支援交付金(国1/3、県1/3、市1/3) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金(国1/2、市1/2) 重層的支援体制整備事業交付金(国2/3、県1/6、市1/6) ※重層交付金はR6～(こども家庭センターの制度開始に伴い補助メニュー変更)		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	16,282	15,609	21,482
決算額(千円)	15,005	15,253	21,934
当初予算額と決算額との差額(千円)	1,277	356	▲452

※予算の内容は、子ども家庭総合支援拠点で会計年度任用職員として採用している専門職等の人件費が太宗であり、令和6年度は給与改定が行われ予算超過となっている。

(1) 事業内容

子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の具体的な支援は以下のとおりである。

- ① 児童福祉機能による相談支援
- ② 児童虐待防止推進事業（要保護児童対策地域協議会運営、児童虐待防止推進講演会開催）
- ③ 養育支援訪問事業
- ④ 子育て世帯、ヤングケアラー訪問支援事業
- ⑤ 子育て短期支援事業
- ⑥ 母子生活支援施設入所

(2) 児童相談所との連携及び活動実績

子ども家庭総合支援拠点では、虐待の未然防止、早期発見、早期対応並びに重症化や再発防止を目的としている。市では児童相談所の運営は行っていないが、福島県が運営している管轄の中央児童相談所と相談内容の住みわけができており、子ども家庭総合支援拠点では、主に本人からの通告等による虐待のうち軽微な案件を取扱うこととしており、より重大な案件については中央児童相談所に送致することとなっている。反対に、中央児童相談所での案件のうち軽微な案件については、子ども家庭総合支援拠点が中心となって対応するケースもある。

子ども家庭総合支援拠点における新規相談受付件数と通告の件数は以下のとおりである。
《子ども家庭総合支援拠点における新規相談受付件数と通告件数》

	新規相談 受付件数	虐待 通告件数	(内訳)			
			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
令和4年度	1,149	32	27	0	4	1
令和5年度	1,091	51	41	0	7	3
令和6年度	1,090	34	25	0	7	2

(出典：こども家庭課提供データより監査人が作成)

新規相談受付件数は僅かながら減少傾向にあるが、依然として1,000件以上で推移しており、虐待通告件数は年度で増減しているが、一定数は発生している状況である。また、参考値ではあるが、福島県内の虐待対応件数の状況は以下のとおりである。

《福島県内児童相談所虐待対応件数》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央	448	461	536	554	439
県中	736	608	674	790	694
会津	354	309	262	341	300
浜	486	493	513	571	475
県合計	2,024	1,871	1,985	2,256	1,908

(出典：福島県公表「業務概要」より監査人が作成)

《中央児童相談所 虐待種別対応件数》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	98	123	133	127	91
性的虐待	12	10	9	8	10
心理的虐待	292	275	337	380	303
ネグレクト	46	53	57	39	35
合計	448	461	536	554	439
県全体	2,024	1,871	1,985	2,256	1,908
割合	22.1%	24.6%	27.0%	24.6%	23.0%

(出典：福島県公表「業務概要」より監査人が作成)